

独立監査人の監査報告書

(謄 本)

令和2年5月29日

学校法人 京都文教学園

理 事 会 御中

近畿第一監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 伊藤 宏 範 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 岡野 芳 郎 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人京都文教学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む)、重要な会計方針およびその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人京都文教学園の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況および同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、わが国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者および監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備および運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択および適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性および関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類の表示および注記事項が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成および内容、ならびに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上